

流山市低炭素建築物新築等計画に関する事務取扱要綱

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(必要と認める図書等)

第2条 省令第41条第1項の規定により、市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物調査機関が交付する法第54条第1項に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）。
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 法第54条第2項の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

なお、同法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意が必要な場合は、当該審査に必要な書類1部を加える。

また、建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を必要とする場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合性判定通知書又はその写しを添付する。

(認定しない旨の通知書)

第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請が、法第54条第6

項の規定により認定することが出来ない場合、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更認定申請の添付図書）

第4条 法第55条第1項の規定による変更認定申請書が提出されたときは、第2条の規定を準用するものとする。

（名義変更届）

第5条 認定建築主等は、認定を受けた建築物の工事が完了する前に認定建築主の名義の変更をしようとするときは、変更前の認定建築主と変更後の認定建築主等が連署して、名義変更届（別記第2号様式）に法第53条第2項第3号に規定する低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画及び法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書類（以下「認定通知書」という。）を添えて、市長に届け出なければならない。認定建築主等の住所又は氏名若しくは名称に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書（別記第3号様式）により届出人に通知するものとする。

（取下げ届）

第6条 法53条第1項の規定に基づく申請書を提出した申請者は、市長が当該申請について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る申請書の副本に届出を受けた旨を記し、届出者に返還するものとする。

（取りやめ届）

第7条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための新築等の工事を取りやめようとするときは、炭素化のための新築等を取りやめる旨の申出書（別記第5号様式）に、省令第43第2項（省令第46条において準用する場合を含む。）に規定する通知書を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、炭素化のための新築等を取りやめる旨の通知書（別記第6号様式）に、認定申請書の

副本及びその添付書類に添えて、届出者に通知するものとする。

(報告書)

第8条 法第56条第1項の規定に基づき、認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築等の工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記第7号様式)により市長に報告するものとする。

2 認定建築主は、認定通知書又は変更認定通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、前条及び法第55条に規定されている場合を除き、認定事項変更届(別記第8号様式)を届け出ることができる。

3 前2項のほか、市長が必要と認める場合は、低炭素建築物の新築等の状況についての報告書(別記9号様式)により報告を求めるものとする。

(改善命令)

第9条 法第57条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書(別記第10号様式)により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第10条 法第58条の規定による認定の取消しは、低炭素建築物新築等計画の認定の取消し通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に千葉県低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る取扱要領の規定によりされている手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。